

第4章 地盤沈下

1 地盤沈下の現状

千葉県は、地盤沈下を未然に防止するため毎年精密水準測量など監視調査を実施している。地盤沈下は、一般に地下水の採取や天然ガスかん水などが主な原因と考えられる。

平成28年1月の測量結果は、表4-1のとおり、市内14地点のうち3地点で隆起しており、変化量は、最大で1.6mmであった。また、残り11地点の地盤沈下の変化量は、最大で2.3mmであった。

(表4-1) 富津市の水準測量成果表 (千葉県調査)

標石 番 号	所 在 地		標 高 m		変化量 mm
	番 地	目 標	27年1月	28年1月	
FT-2	大堀 1380	八坂神社	2.1338	2.1354	+1.6
FT-3	大堀 2003	青堀小学校	7.5126	7.5133	+0.7
FT-4	青木 1561	旧富津市役所富津連絡所	6.6084	6.6081	-0.3
FT-6	西川 1020	福恩寺	3.6198	3.6180	-1.8
FT-7	新井 605	了恵寺	3.0666	3.0646	-2.0
FT-8	富津 36	大乘寺	1.4255	1.4235	-2.0
FT-9	富津 1800	医光寺	2.0139	2.0116	-2.3
FT-13	二間塚 1713-3	八丁山消防器庫	8.5163	8.5172	+0.9
FT-14	青木 887	浄信寺	6.8156	6.8145	-1.1
FT-15	西川 1348	正珊寺	4.7848	4.7827	-2.1
FT-16	篠部 937	万福寺	5.5694	5.5672	-2.2
FT-19	千種新田 129	観満寺	11.2982	11.2963	-1.9
FT-20	絹 142-2	吉野小学校	12.7085	12.7063	-2.2
FT-21	絹 313	原種農場大佐和育成地	22.6699	22.6691	-0.8
計			14基	14基	

※平成27年度(平成28年1月時点)の結果を再掲。平成28年度(平成29年1月時点)の水準測量成果表は、次年度版に掲載予定

2 地盤沈下の対策

富津市内における地下水採取は、千葉県環境保全条例及び富津市環境条例に基づき、吐出口が6c㎡(口径27.6mm)を超える揚水機を用いて地下水を汲み上げる井戸について、許可制として規制している。千葉県環境保全条例に基づく揚水施設許可事業場等の件数は表4-2-1、富津市環境条例に基づく特定施設(揚水施設)届出事業場等は表4-2-2のとおりである。

なお、許可井戸による年間平均揚水量は、表4-2-3、図4-1のとおりである。

また、揚水施設の設置には、必要最小限の汲み上げなど、適正利用等について監視をしており、更に規制対象外の揚水施設(吐出口6c㎡以下)を設置する工場・事業場についても指導を行っている。

(表 4-2-1) 千葉県環境保全条例に基づく揚水施設許可工場・事業場

平成 29 年 3 月 31 日現在

吐 出 口 の 断 面 積	許 可 施 設 数	計
6 c m ² を 超 へ て 1 9 c m ² 未 満	4	6 0
1 9 c m ² 以 上	5 6	

(表 4-2-2) 富津市環境条例に基づく特定施設（揚水施設）届出工場・事業場

平成 29 年 3 月 31 日現在

届 出 施 設 数	2
-----------	---

(表 4-2-3) 富津市における許可揚水施設の年間平均揚水量 (m³/日)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
年間平均 揚水量	6, 9 2 0	7, 2 4 2	7, 3 3 0	7, 0 1 0	6, 3 1 1

